

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 の閣議決定を受けて

本日、政府は「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定した。第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっている国から地方への事務・権限の移譲等について取り組みを進めてきた、安倍内閣総理大臣、新藤地方分権改革担当大臣のリーダーシップをはじめ、関係者の努力に敬意を表するものである。

今後、次期通常国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していただくとともに、「見直し方針」に沿って事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を進めることを強く望む。

特に直轄道路・河川の権限移譲については、再開する都道府県単位の個別協議に際し、必要となる事務量・必要人員・技術を明らかにしながら、円滑に協議できるよう対応することを求める。また、権限移譲に伴う財源措置については都道府県単位の個別協議の前提であり、かつ、移譲受入れの前提となるものであることから、「見直し方針」2【国土交通省】(7)(iv)①から④の財源措置を確実に実現し、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じることが必要である。

あわせて、今後、農地転用やハローワークなど、今回、「見直し方針」において移譲されなかった事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、移譲する方向で検討を進めることを強く求める。

平成25年12月20日

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 佐賀県知事 古川 康